

第3回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第3回政務活動費検討委員会

日 時 令和元年11月25日（月曜日）
午後1時15分 ～ 午後4時00分
実会議時間 / 1時間28分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

出席委員	會田 一男 委員長	佐藤 栄作 副委員長
	村上 晃一 委員	蛇石 郁子 委員
	柳田 尚一 委員	三瓶 宗盛 委員
	福田 文子 委員	佐藤 徹哉 委員
	大木 進 委員	但野 光夫 委員
	高橋 善治 委員	大城 宏之 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員【書記】

議会事務局長	伊藤 克彦	議会事務局次長	薄 正博
		兼総務議事課長	
総務議事	吉田 英明	主任主査兼	佐藤 真人
課長補佐		政務調査係長	
主 査	矢内 健介	主 査	槻田 隆浩
主 査	鹿俣 由絵	主 査	柴田 悠

会議に付した事件

最新判例を踏まえた対応について
タブレット導入に伴う取り扱いの変更について
改選期の取り扱いについて
行政調査について
その他について

現地調査の有無

なし

午後 1時15分 開会

○會田一男委員長 それでは、ただいまから第3回郡山市議会政務活動費検討委員会を開催いたします。

本日の欠席の連絡は皆無です。

本日の傍聴者はありません。

委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員の指名については、委員長において柳田尚一委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ります。

本日は（1）最新判例を踏まえた対応について、（2）タブレット導入に伴う取り扱いの変更について、（3）改選期の取り扱いについて、（4）行政調査について、（5）その他の協議を行います。

初めに、協議事項（1）最新判例を踏まえた対応について協議いただきます。

初めに、第2回検討委員会の結果をお手元へ配付しております。広報誌基準について、ご異議ございませんか。

特に皆様からございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 なしとの声があります。

それでは、広報誌基準については、このようにいたします。

次に、継続協議としまして、広報誌基準の適用時期について協議していきたいと思えます。

各委員からご意見をお願いいたします。

佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 前回も言ったかもしれませんが、現在既に発行してしまった会派及び発行準備に入っている会派等があることも考えられますので、新年度よりの適用が適切かと考えます。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 私の会派も適用時期は、来年度4月1日からと思っております。

9月4日の任期から2カ月、もうすぐ3カ月になるということで、もう既に支払い済み等のものもありますので、できれば4月1日からにしていただければ大変ありがたいと思っております。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

高橋委員。

○高橋善治委員 按分の仕方とか一定の結論が出たので、実施時期ということになれば、今日以降ということにされたらどうかと思います。今日の検討委員会で変更が確認されたわけですから、今日以降発行する分については適用でいいじゃないかと思うんですけども。来年度まで延ばす必要はないと思います。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

但野委員。

○但野光夫委員 正式には来年の4月1日から、しかしながら、できるところに関しては移行期間として適用してもいいとしたらいかがですか。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

高橋委員。

○高橋善治委員 要は、もともとなぜこんな話をしているかということなんですよね。今、こういうふうにしていかないと市民への説明もつきませんよということをやっているわけなので、なぜ4月1日からでないといけないのかという説明もできないのではないかと思います。今日確認して、実行しましょうといったら広報誌に関する基準ですから、毎日出していることでもないわけで、既に発行や納品を受けているとか、発注済みのものは、基準決めていないときの発注ですからこれはしょうがないんですよ。しかし、これから発注しようとするものについては適用されたらどうでしょうかということなんです。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

ただいま3つの意見が出ました。来年度から。それから、現在発注するものから。それから、できるところからというような3つの意見出ましたが、どのように決定したらよろしいでしょうか。

暫時休議します。

午後 1時23分 休憩

午後 1時37分 再開

○會田一男委員長 再開いたします。

皆さんのご意見を求めます。

大城委員。

○大城宏之委員 会派の取りまとめとして、うちの会派では令和2年4月1日から、この政務活動費検討委員会で集約したものを議長に提出して、切りのいいときからしっかり議会全体で守っていきますよと、来年度のすべて案件を取りまとめた上で、令和2年4月1日から議会の

改革はこういうふうに進みますという提案でお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
以上です。

○會田一男委員長 高橋委員。

○高橋善治委員 できるだけ早く適用すべきだというふうに私は思いますが、この検討委員会の性格上、やはりみんなで決めて、みんなで実行というところが前提になるので、自分の意見に固執していると何もまとまらずに実行できないのは最悪のパターンなので、4月1日以降実施ということが多数の意見のようにお見受けいたしますので、あえてそれに異を唱えて、絶対嫌だというような立場はとらないということで話をまとめていただいたらいいかなと思います。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 大多数が新年度4月1日からというご意見でございますので、以上のように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 4月1日から適用ということで決定いたします。

次に、(1)最新判例を踏まえた対応についてのうち、前回、各会派に持ち帰り、検討としました按分について、備品の取り扱いについて、名刺代について、各会派ごとに検討結果を説明いただきます。

まず、志翔会のほうからお願いします。

○佐藤徹哉委員 結論から言えば、現状維持すべきという話になりました。ガソリン代、通信料等々の按分については、前回の検討委員会で重々練られたものでありますし、前回の検討委員会の意見と手引きを尊重して現状維持すべきということです。

以上です。

○會田一男委員長 虹とみどりの会。

○蛇石郁子委員 私も現状維持でお願いできればと思っております。

○會田一男委員長 社民党。

○柳田尚一委員 会派としては現状維持ということで意見がまとまりましたので、現状維持で考えております。

以上です。

○會田一男委員長 新政会。

○福田文子委員 会派としてはパソコンとかタブレットそのほかに対して按分という形で、もうやむを得ないんじゃないかというような形でした。あと、例えば個人の文具類などに対しては、会派控室で使用する分、それから持ち出す分というのが全くわからない状態なので、その中では按分はやむを得ないんじゃないかと意見が出ております。

- 會田一男委員長 緑風会。
- 大木 進委員 現状維持でございます。
- 會田一男委員長 共産党。
- 高橋善治委員 現状維持で結構です。
- 會田一男委員長 公明党。
- 但野光夫委員 皆さん現状維持ですか。

按分については、今出ている部分は2分の1にして、そのかわり備品も全部2分の1、わかりやすく考えています

以上です。

- 會田一男委員長 事務局は何かありますか。

事務局、佐藤さん。

- 佐藤主任主査兼政務調査係長 まず按分の考え方というのが一番大事になってくる部分がございます。その上で、現状維持すべきということであれば、この判例に対する考え方というのは、しっかり議会として持っていたほうがいい部分がございます。

大きな判例の按分の流れでいきますと、議会活動を2つに分けて、議員活動にしか使わないものに関しては、大きくは2分の1という判例があり、その中で、そのほかに私生活でも活用できるようなものが入ってきた場合は、2分の1ではなくて4分の1という考え方で、今まで政務活動費の手引きはそのような形で取り扱っている部分がございます。

今回、判例で挙げさせていただいた部分に関しましては、完全に会派控室だけで使っているものに関して厳しい判例が出ている状況を踏まえて、郡山市議会としてはどうなんだろうという部分等がありまして、またそれ以外に関しても、会派控室に限定しないような使われ方がある備品等もございますので、考え方を整理していく必要があるのかなということで、議題として上げさせていただいている部分がございます。現状維持の考え方をしっかり持ったほうがよろしいのかなと、事務局として考えております。

以上でございます。

- 會田一男委員長 佐藤徹哉委員。

- 佐藤徹哉委員 この判例のうち、会派控室で使用しているものについて出た案件ってどれを言っていますか。

- 會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

- 佐藤主任主査兼政務調査係長 資料2に書かせていただきましたが、仙台高裁の5月29日の判例、133ページに記載する判例においては、会派控での考え方を触れております。

また、具体的に仙台市議会に確認したのですが、会派控室で問われている部分があり、2分の1の判例が出ているということで伺っております。

以上です。

○會田一男委員長 佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 それだと全く納得いかなくて、この5月29日判例は、自分の事務所も持っていて、事務所費も請求している議員さんたちです。自分の事務所を持ち、かつ会派控室を使用しているので2分の1という考え方がこの判例です。

また、これにパソコンを按分しましょうという話になるとまた違ってきて、この判例では事務所費名目でパソコン54台、タブレット端末16台を会派の政務活動費で購入し、これについて返還命令が出された判例です。ただし、この仙台高裁の判例でも、議員個人で使うノートパソコンなど支出に関しては、政務活動に使用されていないことを推認させる外的事実は認められないとして、ここでかけられた按分はデスクトップパソコンについてのみです。なので、ちょっとこれで按分しましょうという判例にはなっていないように思いますが、いかがでしょうか。河北新報5月30日版です。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 判例については、もうちょっと詳細な部分を確認させていただきたいと思いますが、これを受けて事務局でも仙台市議会に確認させていただいて、仙台市議会は議員と会派のどちらかに交付することができるそうなんですけれども、現在は、会派を選択している。会派に交付して訴訟になった判例の内容としましては、会派控室の活動に関しましても、会派控室は政務活動にしか使っていませんという申し合わせを裁判の中でも申し伝えたんですけれども、あくまでそういう取り決めだったとしても、それが政務活動にすべてにおいて使っているかどうかは立証できないということで、2分の1という判例が出たということで伺っております。その中では、会派控室の中の考え方としましては、やはり判例上は2分の1というのが出てくるのかなということでお話しさせていただいております。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

高橋委員。

○高橋善治委員 委員長、今、話し合いをしているのは、資料2の上段一番上の按分についてというところを話し合っているんですね。

○會田一男委員長 但野委員。

○但野光夫委員 私が全部半分にするのがいいんじゃないと思ったものですから下の項目までかかってしまいました。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 すみません、先ほどの会派控室の按分に関しましては、市議会議長会を出しているQ & Aの74ページにも会派控室の支出の適否ということで、書いてあ

る部分がございます。一応、判例とほかにQ & Aにも記載があるということでございます。

以上です。

○會田一男委員長 佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 やはり後にします。下にもどんどん絡んできちゃうので、ちょっと按分についてということだけだと現状維持しか言いようがない。

○會田一男委員長 但野委員。

○但野光夫委員 ちょっと下のことまで話しちゃって恐縮だったんですけども、Q & Aとか判例を見て、結局、市民の皆様が見て、これは自分でも使っているんじゃないと思われるものはすべて按分になると認識すべきなんです。そうなったときに通常使っているガソリン、通信費等が最も使われているんですけども、備品等、これからさまざま購入するものすべて2分の1、使用が特定できないもの、政務活動費しか使わないと特定できないものはすべて2分の1にするのがわかりやすいと言ったらおかしいけれども、これすべて4分の1にすれば、これはまた政務活動自体が成り立たなくなるんじゃないかなと思って2分の1と、すべてをそういうふうにするのがいかがかなという私の考えでございました。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにご意見ございませんか。

休議します。

午後 1時54分 休憩

午後 2時43分 再開

○會田一男委員長 委員会、再開いたします。

この按分についての考え方、今までの協議の中ではちょっと決まりそうにないので、次回に送りたいと思います。それまでの間、この按分についての考え方を各会派でご協議お願いしたいと思います。

続きまして、協議事項(2)タブレット導入に伴う取り扱いの変更について、協議いただきたいと思います。

事務局に説明をお願いいたします。

事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 それでは、タブレット導入に伴う取り扱いの変更について、お手元に配付している資料の3により説明させていただきます。

こちらの資料については、項目、それに対する現状と政務活動費の手引き等の取り扱い状況、課題・検討事項として考えられる事項、今後の対応という形で資料を作成しております。

初めに、タブレット本体購入費についてになります。現状として按分なし、可能な限り購

入を行わずリースで対応することとなっております。

課題・検討事項としましては、公用タブレットが導入されている状況にあることがあります。

次に、カメラについてになりますが、こちらも現状としては按分なし、可能な限り購入を行わずリースで対応することとなっている状況であり、課題・検討事項としましては、タブレットがカメラ機能を有していることと、政務活動として専用品の必要性などがあります。

次のパソコンについても、現状として按分なし、可能な限り購入を行わずリースで対応することとなっている状況であり、課題・検討事項としましては、公用タブレットが導入され、インターネット等の検索はそちらで可能な状況であること、会派控室に公用パソコンを設置している状況にあることがあります。

なお、こちらのカメラ、パソコンにつきましては、先ほどご協議いただきました備品等の按分に関係するものかなと認識しております。

次に、通信料についてになりますが、現状としては、対象が固定電話、携帯電話、インターネット接続に関する費用で、按分率4分の1、上限1万円となっておりますが、課題・検討事項として、公用タブレットの通信費を公費負担としているということがあります。

最後に、パソコン用ソフト（セキュリティ・追加ソフト等）になりますが、現状としては按分なし・全額適用となっておりますが、課題・検討事項としましては、こちらも公用タブレット導入によりパソコン使用頻度が低下するといった事項があります。

資料に関する説明は、以上でございます。

○會田一男委員長 事務局からの説明が終わりました。

各委員から、ご意見、ご質問等ございませんか。

佐藤栄作副委員長。

○佐藤栄作副委員長 事務局に1点だけ、ちょっと確認なんですけれども、この公用タブレットって耐用年数ってどのぐらいなんですか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 リース期間4年間ということで、4年を想定してリースしている状況でございます。

以上です。

○會田一男委員長 佐藤副委員長。

○佐藤栄作副委員長 ということは、うちの会派から今回このタブレットがちょっと使い勝手悪いとかいろいろ意見があるんですけれども、その4年過ぎて次のタブレットってまた貸与されるのでしょうか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 こちらに関しましては、公費で入札によりリース契約決定し

ている状況でございますので、4年後また仕様等含め入札という形で決まってくと想定しております。

以上です。

○會田一男委員長 佐藤副委員長。

○佐藤栄作副委員長 タブレット本体購入費とカメラ、以前は政務活動費で認められた部分だったけれども、今この公用タブレットが配付されて、タブレットとそこにカメラ機能がついているから、政務活動費の対象外でもいいんじゃないのかなと思うんですけれども。いかがでしょうか。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

高橋委員。

○高橋善治委員 会派控室にパソコンが配置されていますということなんですが、確かにあるんですけれども、これって会派ごとに設置台数は違うんですか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 原則として、各会派、1人会派であっても1台は入っていますが、そのほかにおおむね4人に1台以上になるような形で取り扱っています。

以上です。

○會田一男委員長 高橋委員。

○高橋善治委員 それで、要するにタブレットが公費で支給されているので、それで使えるものはそれで使いましょうという発想ですよ、基本的な発想というのは。それは合理的な発想だとは思いますが。

私、タブレットのことよくわからないのですが、パソコンを使いなれている方々にとっては、この両方使えたほうがいいねという考え方と、やはりこれからはタブレットを使用していこうということで、議会の判断でこれを導入したということなんだね。結論的に言えば、議会がその必要性を認めてタブレットを各議員に配り、そして、タブレット中心で運営していこうということに方向性を私たちが決めたので、その方向に行くというのは、当然そうしなければならないと思うんです。

ただ、こうやってタブレットをすべて代用して、これで使っていこうとなると、個々のタブレットに対する力量の問題が問われてくるんです。だから、政務活動費で使える範囲を絞っていくというのは、流れとしていいと思うんですが、それに伴って私たちもこのタブレットを自由自在に扱えて、カメラや配信、プリントアウトなど使いこなせないと、絞り込んでいくことが結局不自由を強いることになり、本来の趣旨には合わなくなってくるなと思います。

ですから、このタブレット導入に伴った検討課題の中で、タブレット中心に扱っていくことで節約できたり合理化できる部分はそうしていくという方向については、当然そうすべきだと

思います。同時に議員のタブレット使用の力量を高めるため、個人任せでいいのかどうかというところにちょっと意見があるなという感じです。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございますか。

福田委員。

○福田文子委員 セキュリティのところなんですが、タブレット導入によりパソコンの使用頻度が低下するのはわかるんです。だからといって、このセキュリティそのものは除外することができないんじゃないかなと思っているので、この部分を別個にした意図として何かがあるのかお聞かせください。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 まず、パソコンに関して、タブレットとパソコンが完全に同じでしょうと言っているわけではなくて、やはり公費でタブレットを導入して、その部分で機能を賄う部分がある以上は、先ほどもちょっと話が出ましたが、パソコン、あとセキュリティソフトに関して、使用に関しては按分とか、そういったものを考えていくべきなのかなと、議会としての考え方で、今まではタブレットを公費で導入していなかったのに、タブレット購入費を上げています。そのほかに重複する部分も多々あるので、考え方を整理していったほうが、やはり公費でやるものと政務活動費も公費ですので、その辺の考え方を整理したほうがよろしいのかなということで、関係する部分を上げている状況でございます。ですので、完全にもう使わないでしょうというような上げ方ではなくて、この辺の考え方、タブレットとの関係性というのを整理しておいたほうがよろしいかなということで上げている状況でございます。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございますか。

佐藤副委員長。

○佐藤栄作副委員長 私、さっき言ったのは、この項目のタブレット本体購入費とカメラは、タブレット貸与されていますよね、だから政務活動費で新たに購入することって多分ないというか、結局、政務活動でこっち使いますよね。だから按分云々じゃなくて、新たに購入する分に関して、政務活動費の対象外でもいいのではないですか。

○會田一男委員長 了解しました。

ほかにございますか。

但野委員。

○但野光夫委員 佐藤委員と近いんですが、タブレット購入費はなしにしてもいいと思います、これを貸与していただいているので。あとは先ほどの話にまた戻るんですが、カメラ、パソコン、通信費、PCソフトも備品みたいなものだから、さっきの話同様2分の1の按分にして、

会派によって人数が違って、やはりパソコンは絶対必要だと思うんです。だってタブレットでエクセルをやったらすごい面倒くさいですから。だから、パソコンは必要なので2分の1として、例えば、会派控室にあるパソコンがちょっと動きがよくなかったりするから、記憶媒体を入れるとか、そういった手当てを事務局で考えてもらって、タブレットに入っているさまざまなデータも、議会で取り扱っているものはクラウドに入っていますけれども、それ以外、今後、写真を撮ったりしたものというのは、パソコンに保存しておくというのは十分考えられますよね。

今はパソコンとプリンターだけが会派控室に配置されているけれども、そこに記憶メディアであるとかしっかりつけていただいて、ちゃんとバックアップできる体制をとっていただければ、会派にあるものでも、人数多いところは大変かもしれませんが、対応ができるので、たださっきも言った備品で購入するのはやはり2分の1にして、ご自宅でも十分やる可能性もあるのではないかという感じがします。

通信費はやはり必要だと思うんです、絶対に。タブレットですべてネットができるとは思えないので、だからそれは残して、残したとしても今のままだと4分の1だし、私の提案だと2分の1にすることがいいのかなと。高橋委員からあった、タブレットの使い勝手をよくする、配ったときに説明会を1回しかやっていませんものね。サイドブックの使い方をやっただけなので、その後、使用方法の説明会やQ & Aみたいなのであれば。基本的には、このタブレットは政務活動費で買ったものではないから、だから政務活動以外の議員活動にも使っているわけです。

だから、そういう意味でより使い勝手のいいものにしていくことが大事なのかなと、このタブレット購入をなしにするかわりに、今、配付されているこのタブレットを本当に使い勝手よく。そして、移行期間だと思うんです。今はパソコン欲しいけれども、恐らく次の4年後、これが新しくなるときには、もう本当にこれで全部できますよみたいな、これとキーボードくっつけて全部できます。最近、今度マウスも使えるようになるみたいだし、そうしたら本当にパソコンっていらなくなると思うんです。ただ、今はまだ一気にそこまで攻め込むのは難しいのかなと思いますので、そういう形で進んでいただきたいと願っております。

以上です。

○會田一男委員長 カメラにリースがあるかどうかはわかりませんが、すべからく按分という形ですね。

ほかございますか。

○會田一男委員長 佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 ここにパソコンという項目があるので、やはり一言言っておかなきゃなと思うんですけれども、もともとタブレットとノートパソコンは用途が違うものです。どちらも携

帯できるし、データを操作できるので同じという考え方がここから読み取れますが、全く別物なので、タブレットが導入されたからパソコンの使用頻度が低下するなんていうことはまずあり得ない。

だから、先ほど但野委員がおっしゃったように、通信料、現在の按分という考え方で見ていかないと、4ギガのタブレットを預かって、Wi-Fi環境もない中でもし使っていたとしたら、あっという間に使えなくなってしまう。そういったときのWi-Fiというものの考え方は残していかなきゃいけないということと、そのパソコン、これ先ほどの5月29日の仙台高裁の判例を見ても、議員1人1台必ず必要なものであるという判例なんです。

なので、これをタブレット導入しているから必要ないという考え方にはどうしても私は立ってないし、この判例でも政務活動に使っていないとは言えないということで認めています。それが何割ということで、それが2分の1を超えて使用していないと認めることはできないということで全額認められているんです。訴えた側の訴えを棄却しているんです、最終的には。1,770万円の支払い命令に対して、知事に対して行われた支払い請求は61万円です。ただ、それに伴って訴えられた自民党の会派は、半額を返納しています。ただこれはデスクトップパソコンもノートパソコンも一緒に、1人で5台も6台も買っている議員に対して課せられているものであって、月10万円の使用を認められている我々が、とても買える分量の議論をしていないので、同じ土俵で考えるよりも絶対必要な1台は、むしろ購入するべき。それは政務活動費で認められるべきと考えます。

以上です。

○會田一男委員長 確認します。

全額適用という意味合いですね。

○佐藤徹哉委員 そうです。私はパソコンについてはそうすべきと考えます。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

大城委員。

○大城宏之委員 事務局に確認したいのですが、今もらっているタブレット、当然入札で買ったんだろうけれども、そうすると次の改選期で新しい議員になったら、また新しいタブレットが4年間の条件つきで貸与していただけるという解釈でよろしいんですか。

○會田一男委員長 事務局長。

○伊藤議会事務局長 考え方としては4年ごとに更新をしていくということで、新たなものを想定しております。先ほどもお話ありましたけれども、使い勝手の点などはもう一度確認をさせていただいて、仕様書をもう一度見直しをして、改めて発注を行う形になってくるかと思えます。

○會田一男委員長 大城委員。

○大城宏之委員 今までタブレット購入に関しての講習会、議会でもやったし、ほかにも出て
いるけれども、このタブレットより大きいサイズが今主体なんです。ところが一方的に入札で
これだって渡されると、そしてカメラは要らないというけれども、このタブレットならこうや
ってカメラが撮れるけれども、次、もし当選して、一回り大きいサイズだと撮りづらいからカ
メラは残しておいたほうが私はいいと思って発言します。これなら確かに楽だけど、この大き
さだから。大きくなるとちょっと風が強いときとか、雨降ったりするときに、こうやってシャ
ッターを押すのは大変だからカメラの項目は残していただきたいと考えています。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございますか。

暫時休議します。

午後 3時07分 休憩

午後 3時10分 再開

○會田一男委員長 委員会、再開いたします。

意見が尽きないとは思いますが、やはり一度持ち帰っていただいて、再度、次回の協議に回
したいと思しますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 この件については次回に回します。

(3) 改選期の取り扱いについて協議いただきます。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 それでは、改選期の取り扱いについて、お手元に配付してい
る資料4、こちらで説明させていただきます。

こちらの資料についても項目、それに対する現状、政務活動費の手引き等の取り扱いの状況、
課題・検討事項として考えられる事項、今後の対応という形で資料を作成しております。

まず、改選期の取り扱い、具体的には精算期間についてでございますが、現状として、郡山
市政務活動費の交付に関する条例に基づく取り扱いで、9月3日任期満了のため収支報告書の
提出期限は9月12日。原則的に現金主義を採用しているため、9月3日までに領収が確認で
きるもの。こちらが精算対象という取り扱いの状況であり、経理責任者会議等でもご意見いた
だいた点なんですけれども、課題・検討事項としましては、前任期における債務で9月3日ま
でに領収されていないものが対象外となっており、例えばクレジット払いや口座振替で9月4
日以降に領収されたものは精算できず、電話代などは対象外が必ず発生する状況になっており
ます。

また条例で9月12日までに収支報告書へ領収書を添付する必要があるといった事項があります。

改選期の取り扱いに関する説明は、以上でございます。

○會田一男委員長 事務局の説明が終了しました。

各委員からご意見、ご質問等ございませんか。

高橋委員。

○高橋善治委員 全く初歩的で申しわけないのですが、この10日以内に収支報告書と領収書を添付して議長に出さなくてはならないという、この条例って、なぜ10日以内になったのかというその考え方をちょっと教えていただけると。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 基本的にこちらは、改選期が任期が9月3日で切れことを想定しているものではなくて、議会が解散した場合を想定していることから、ある程度の一定の期間で10日という文言になっていると認識しております。

あくまで政務活動費の条例の中では議会が解散した場合ということで、その場合の収支報告書の提出の期限を定めている条例の流れになっています。一般的に年度のかわり目のときは違う形になっていて、4月30日までに議長に提出ということで、ここは一定の期間をとっております。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

高橋委員。

○高橋善治委員 この条例を前提にすれば、それはいろいろ検討しろといったって、検討の幅がほとんどないような気がするんです。だから10日以内という規定をどうしましょうかという話だと考えられるんですが、条例の中での範囲の話だと、一体どんなことをすれば9月3日までにお支払いできない分について、要するに9月4日以降支払わざるを得ないものについてどう扱うかといったって、9月4日以降の領収書って条例上無効になる。要は、9月3日まで会派が解散したとみなすということでものね。

ですから、会派が解散すると政務活動費そのものの支給された相手がいなくなるわけだから、4日以降に政務活動費を払うということ自体が発生しないと、こういう考え方ですよ、この考え方というのは。なので、早く出してくださいと。解散した会派なので、もうあと追給できなくなるので、早く精算する考え方でしょうから、そうすると一体どうしたらいいんだということに。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 こちらに関して、事務局で想定している手法としては、まず

改選期のみ一部発生主義を導入するという考え方があります。

もう一つが、やはり現金主義のままでしょうという、この2つのどちらかをどうするかという部分です。一部発生主義を導入する場合でも、現金主義の場合でも、その次に条例を改正する条例を改正しないという選択肢が出てくると思います。

具体的に言いますと、改選期のみ一部発生主義を導入して、条例を改正する。例えば、領収書の提出期限を30日間、要は9月3日までの債務の領収書がどうしてももらえるのが口座振替とかも含めて9月末になってしまうので10月2日頃に提出してもらうように条例を変える。提出期限に関しても会派のほう、同じく10月2日とか、10日ではなくて30日に延ばすと、当然これは条例の変更が必要になります。

もう一つは条例を変えないで、改選期だけ現金主義ではなく発生主義を導入して、今、10日間資料の提出期限ありますので、提出期限を条例は変えないで9月12日まで領収できるものにして、領収したらすぐ収支報告書を提出する。9月4日に支払っても、それが9月3日までの前任期に発生した債務であれば適用させるという考え方、この2つが一部発生主義を導入した場合の考え方としてあります。

もう一つが、現金主義のままですと、条例を改正する、改正しない、これはいずれの手法もあるんですけども、条例を改正したとしても領収書に関しましては9月3日まで。ただし、会派で経理責任者が書類を整えて出す関係の期間を30日延ばすというような形で、考え方を変えずに条例だけを、提出期限を10日ではなくて30日に延ばすという考え方、あとは条例を改正しないままというのは現行のままという、大きくは現行のままを含めて4つの考え方があると事務局では考えています。

まずは条例を変えるか、変えないかという部分と、あと領収月日を9月3日以降の9月6日であったり、9月30日まで認めるようなやり方という部分。なお、いずれにしても協議はいただきますが、条例を変える場合は、政務活動費の条例は総務法務課が所管しているものですから、条例を変えるという意向になった場合は、もう一度、条例の関係でご協議いただくような形になると考えております。

以上でございます。

○會田一男委員長 皆様のご意見、ご質問等お願いいたします。

高橋委員。

○高橋善治委員 専門外で恐縮なんですけど、一般的に郡山市から補助金を受けている団体の経理処理は、現金主義で年度末で支払いをすべて完了して精算するという前提に立って進んでいるというのが通例だと聞いていたのですが、わかりますか。

○會田一男委員長 事務局 佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 一般的にそのような形で、通常ですと政務活動費と違って、

年度の縛りというのは強く出ますので、その期間内で精算などしてもらようになります。

以上です。

○會田一男委員長 高橋委員。

○高橋善治委員 そうすると、ほかとの比較でいけば、発生主義という考え方は極めて異例な考え方になりますよね。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 今現在、現金主義を中心に掲げている中では、この場合異例の取り扱いになると思います。ただ、これは考え方の部分になりますが、トータル的にずっとやっていくと、中途半端な見方をするとここだけおかしいんじゃないのと、ただ長年にわたる積み重ねでいった場合は、それは前任期の方、あと新しい任期の方、それぞれ不都合が生じないような形にはなる点もございます。

ただ、考え方は、あくまで一部発生主義を取り入れるということで、人によってはいいところ取りの面、あとはいいところ取りじゃなくて、わかりやすく採用しているんだという考え方、その辺の考え方の整理は必要なのかなという部分はあります。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにありませんか。

三瓶委員。

○三瓶宗盛委員 細かいことを言うようで申しわけないのですが、電話料の請求が5日と15日になっていると思うんです。すると、8月分の請求が9月5日、15日に来ることになるので、そういった場合の請求はできないということになるんですよね。そういう不具合はどう考えていますか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 こちら、前の経理責任者の会議の中で、そういったご意見がありました。ちょっと不都合が生じるのではないかと、ただ一方で、適正な考え方という部分で、一応決め事はしたんですけれども、この会議でその辺をご協議いただければと思っております。

今、現行、9月12日まで提出してもらっている部分に関しましても、特に会派の人数が多い経理責任者の方が相当大変な思いをしておりますので、その部分でやはりちょっとゆとりをとるという考え方も含めてご協議いただければ。条例上10日以内になっているので、事前に見せてくださいとかという言い方もしますので、そうすると経理責任者の方に相当負担が出ている部分はあると伺っております。その辺も含めてご協議いただければと思います。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

但野委員。

○但野光夫委員 もう1回確認なんですけれども、条例を変えずに書類提出を30日まで延ばすということはできるんですか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 提出期限に関しまして、10日以内となっておりますので、条例は変えなければ提出期限が変わらないという形になります。

以上です。

○會田一男委員長 但野委員。

○但野光夫委員 この問題を解決するには、解散の規定ではなくて任期も年度がわりと同じように、ここも30日にすれば問題解決だと思いますが、どうでしょうか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 そこに関しましては、但野委員おっしゃるような点もありますので、ここは事務局というよりも、ご協議していただいて、この検討委員会での意向と、次回、条例が改正する場合は担当部局と協議させていただけるような流れで進めていく必要があると思います。この場で条例変えましょう、変えますというのを決定するのは難しいと思いますので、意向に関してご協議いただければと思います。

以上です。

○會田一男委員長 高橋委員。

○高橋善治委員 もう一回確認ですが、会派の解散というのはいつ何時発生するかわからないというのがあります。あと任期満了に伴う会派が一旦消滅することと、この2つは、この条例上も区分することは可能ですよね。任期満了に伴う会派の解散と、それから、いわゆる自主的な会派の解散、再編というのを分けて考えるということにすることで、通常の任期満了に伴う会派の解散については、ただし書きか何かで条例上救済するというのは可能なんだろうと思うんですが、いわゆる事務整理期間が10日間という問題は一つそれで条例上の問題として解決できるんでしょうけれども、もう一つの9月3日以降に精算されるものについては、考え方そのものが、いわゆる他の経理処理との関係は、この政務活動費だけを取り出してと、というのはほかの団体だってみんな苦労しているわけです。3月30日に全部精算して、それまで全部やらないとだめだというのは、どこの社会でも実は苦労している話で、ですからそれを変える一石として議会が率先してという。

だから発生主義という考え方をとらない限りは、これもう解決できない問題でしょう。その手練手管いろいろあるにしたって、考え方は発生主義で精算しますということでない限りは解決できないので、多分、経理担当者の中でもいろいろ苦労しながらもしょうがないというところで落ちついたんだろうと。

だからこれを変えられる可能性というか、やることで議員の政務活動についてはプラスにな

りますけれども、そこまでやれるかどうかということです、議会単独の行動として。これなかなか難しい、難しいというか、慎重にならなければならないなという思いはあります。じっくり考えたいと思います。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 まず条例上のつくりとしてなんですけれども、現行は会派の解散ということで、任期満了と考え方と違うので、この辺は切り離すというのは現実的には不可能な話ではない部分でございます。

あと、その中で提出期限などもご協議いただきたい部分がございます。その後の、現金主義、発生主義という部分は、条例というよりも議会の考え方をしっかり持つ必要がある部分があります。今、事務局でお話ししたのは、提出期限が短い、それではどうするかという中で、条例を変更するかどうか、その変更の中でも考え方として、一部発生主義を入れるかどうかということでご説明させていただきました。

以上です。

○會田一男委員長 ほかございませんか。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 事務局から、条例改正をするしない、あとは現金主義、発生主義のことをご説明していただいたんですけれども、ちょっと図式化していただくと、すごくわかりやすいと今メモしながら思ったんです。いずれにせよ、ここで何らかの方向づけはしていかななくてはいけないので、経理担当者会議のときの資料がどうかかわからないですけれども、改選期の政務活動費について、前にも資料はいただいているんですけれども、今のご説明にはちょっと図式の中になかったものですから、できれば図式化していただくと、より検討しやすいと思いますので、出していただきたい。そうするとより判断しやすいのかなと思っています。

よろしくをお願いします。

○會田一男委員長 きょう現在で決定するということは難しいと皆さんのご意見聞いていて思ったのですが、資料をいただきながら、次回にまた検討するというところでよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 ここで決定できない問題も含んでいるようなので、持ち帰っていただいてご検討いただきたいと思います。

そのようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、（４）行政調査について協議いただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 それでは、行政調査について、お手元に配付している資料５

により説明させていただきます。

こちらの資料の構成も資料3、4と同じような形で資料を作成しております。

行政調査につきましては、現状として郡山市政務活動費の手引きの16ページから18ページに記載があると通りの取り扱いになっております。

課題・検討事項としましては、視察報告書、参加人数、視察行程、飛行機や新幹線の席の種類、改選時期の取り扱いなど、そのあり方について検討していく事項が、よく取りざたされていることから、検討事項に上げております。

行政調査に関する説明は、以上でございます。

○會田一男委員長 事務局からの説明が終了しました。

各委員からご意見、ご質問等はございませんか。

大城委員。

○大城宏之委員 これは事務局案で、前の検討委員会である程度決まっていたような気がします。だから、決まっているのに何でここで検討課題なんだと、今までどおりまともにやっていたらいい。改選時期の取り扱いで改選時期半年ぐらいになって引退をされる議員が行くとか、いろいろそれは市民の判断に委ねるべきだと俺は思うのだけれども、今何でここに急に上がってきたのか、事務局の見解をお聞きしたいと思います。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 席種というのは、具体的に言えば飛行機代の席は旅費計算のソフトで計算して上限額設定しています。大体はその金額より前割とかが入って安いんですけども、それを超えるような席種の場合、飛行機なんかは特に極端な話、ビジネスなんていうのは基本的にはないとは思いますがその辺の金額がどこまで適用がどうなのかと。

基本的に旅費計算のソフトよりも、ちょっと高い場合、この超える部分はちょっと対応できませんとかという部分もあるかもしれないですけども、実額として認める部分があるのかという事項も含め、飛行機の席種の部分で上げている状況でございます。

以上です。

○會田一男委員長 佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 確認します。今、事務局の積算した金額を超えて飛行機代が発生した事案というのは何件ぐらいあるのですか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 これは今1件です。今後いろいろ出てくるのかなという部分でお話し、ご協議いただければということで上げている状況でございます。

以上です。

○會田一男委員長 ほかがございませんか。

佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 これまでの規定も事務局から見積もりを出してもらったものに対して、旅行代理店にお願いして領収書をいただいています。領収書の添付が義務づけられている件ですよ、エアーのチケットというのは。なので、その事務局の積算を超える分については自己負担やむなしじゃないんですか。それ以外に、1件ということは十中八九どころか99%それで収まっていて、たった1件の例外の話をおそらく今しているのだから、事務局の積算を超えた部分については自己負担とするが適当ではないでしょうか。

○會田一男委員長 大城委員。

○大城宏之委員 今回はこの件については、政務活動に行かれて、飛行機代が予定金額より高くなってしまったものについては、やはりそれは自己責任で自己負担じゃないのかなと私は思います。だって高くなるということは、便名を変更しなければプラス差額出てこないと思うんですが。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 この案件に関しましては、事務局の算定の基準で前割とかは全然入れないで、上限額だとこの金額なのですが、それを超えていたと。一度こういう案件が出た場合にルールとしてどこまでという部分はお話しいただきたいなと思ひまして上げている状況でございます。

以上です。

○會田一男委員長 福田委員。

○福田文子委員 ある程度の決めておかないと、出た分は、自己責任なんだから自分で幾らでも出せば、いいクラスを乗っていいとか、そういうことには私はやはりならないと感じましたので、そこは前もって超えるものに対しては、もう一度確認をして、どういうものなのかというのをきちんと把握した上で行く判断されてたほうがいいのかと思ったので、やはりそこは基準的な金額というものを出さないと、自己負担だけがいいですということにはならないかなと感じました。

○會田一男委員長 暫時休議します。

午後 3時40分 休憩

午後 3時47分 再開

○會田一男委員長 では、委員会再開いたします。

佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 やはり旅費規定に基づいて積算していただいているので、それを超える分については自己負担が相当だと思いますし、旅費規定を超えないチケットの取り方というのは、

議員は努力するべきだと思います。だから、一筆加えるなら、旅費規定を超えた分については自己負担とするぐらい添えるのが適当ではないでしょうか。

○會田一男委員長 今、佐藤委員から、旅費規定を超えた部分については自己負担というよう
なご意見が出ましたが、ほかございますか。

休議いたします。

午後 3時48分 休憩

午後 3時52分 再開

○會田一男委員長 委員会、再開いたします。

大城委員。

○大城宏之委員 当局にお尋ねしたいんですが、この（５）の改選期の取り扱いについてとい
うのは、どういう内容かお知らせください。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 議員任期が9月3日までということで、逆に言うと6月の定
例会が終わりまして3カ月近くあります。その間、選挙の前、選挙が8月ですので、実質終わ
ってから7月いっぱい活動する気になれば当然できるような状況で、今後も含めて活動して
いく上で、今回行かなきゃならない研修、行きたい研修という部分に関して、今までですと事
務局では、根拠はないんですけれども、行政調査や研修に行った場合は、その学んだものを市
政一般質問などに活かすという場が確保されている前にいくという認識で調整はしております。
9月3日までの状況ですと、6月定例会以降の行政調査や研修活動などをどう捉えるべきかを
再確認していただいたほうがよろしいかなと思ひまして上げております。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございますか。

大城委員。

○大城宏之委員 説明ありがとうございました。

この件に関しては事務局の、また、一般市民の考えもあると思うんですけれども、あくまで
そういう取り扱いについては自己責任、自己判断なのかなと私は思います。どうしてもその期
間に例えばイベント性のあるものの催し物とか、研修があれば行かざるを得ないような状況も
出てくると思うので、これはあくまで本人、もしくは会派の裁量で、会派の会長さんなり、会
派全体が行っていいよというなら行くべきだろうし、私は自己責任で行うべきという項目ぐら
いでとどめておけばいいのかなと、そういうふうに思います。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございますか。

今の大城委員の話ですと、会派もしくは個人の責任でということですが、会派、それから議員の自己責任ということの申し合わせということで、ここはまとめていきたいと思います。

ほかの項目について何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 事務局、何か特にありますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 それでは、ないようですので、3、その他について委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 それでは、次回の第4回の委員会の日程についてですが、12月25日水曜日、午後1時15分からを予定しております。

なお、後日改めて事務局より通知いたします。

1月の日程も決めておきたいと思います。今、考えているのは1月24日でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 では、そのように決定したいと思います。

場合によっては、先送りしている事項がありますので、間に、もしくはこの後に、日程を入れなければ間に合わない可能性も出てまいりますので、それは今後ご協議させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、以上で政務活動検討委員会を終了いたします。

午後 4時00分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 會田 一男

副委員長 佐藤 栄作

委員 柳田 尚一